

## 地域医療体制の整備等について

四 国 部 会 提 出

( 理 由 )

少子化による人口減少や後期高齢者の増加に伴う医療需要の変化などにより、医療保険財政は厳しさを増している。それに加え地域医療の現状として、離島へき地など多くの地域で、医師の確保に困難を極めているという課題がある。

また、昨今世界的に拡大が進む新型コロナウイルスの問題では、多くの国民が不安を感じながらも、受入れの問題も含め、検査はおろか速やかな医療受診が出来ない状況にある。今後もこのような不測の事態に備え、また未知のウイルスに対するいち早い収束のためには、速やかな検査と対応が必要となる。

医師の確保を中心に地域医療体制を整備することは、喫緊の課題である。国民すべてが、いつでも、どこでも、安心して質の高い適切な医療サービスを受けられるよう、地域の実情に応じた有効な施策が必要不可欠である。

については、医療施策の充実強化を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 医師の人材確保について

地方における医師不足の深刻化を受け、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。

#### 2. 十分な医療体制整備について

地方における国民の不安を解消するため、感染症など不測の事態に混乱を来さないための医療体制の整備を早急に確立すること。

#### 3. 周産期医療の体制整備について

産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供のあり方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。